

尾道クリニック 送迎サービスに関する利用規約

尾道クリニックで透析を受けられる患者様で、送迎サービスを利用される方は以下の項目をご理解いただき遵守していただきますようお願いいたします。

1. 運用形態

- (1) 当院の送迎サービスは尾道クリニックで透析治療を受けられる患者様を対象とした無料送迎サービスです。通院の不便を勘案したサービスの一環であり、乗車は他の利用者様との乗り合い送迎サービスとなります。
- (2) 送迎サービスのご利用に際しては「送迎サービス申し込み兼同意書」の提出が必要となります。また、下記の利用対象者に該当しないと判断される場合はサービスのご利用をお断りさせていただきます。

2. 利用対象者

尾道クリニックに通院する透析患者様で、次のいずれにも該当する方

- (1) ご自身で車を運転することが困難な方
- (2) 尾道クリニックから15キロ以内にお住まいの方
- (3) 乗り合い送迎のため、尾道クリニック到着後透析開始までの間、透析終了後お帰りの際の発車までの間、それぞれ待機時間が生じることにご理解いただける方
- (4) 送迎車運行の都合により、透析日または透析開始時間の変更をお願いする場合があります、これをご了承いただける方

3. 乗車に関する事項

(1) 送迎スケジュールの決定

効率的な送迎を行なうため、送迎車のルートや道順、発車時刻、迎えの時刻などの送迎スケジュールは尾道クリニックで決定いたします。また、利用者様の増減により、送迎スケジュールが変更となる場合があります。

(2) 乗降場所の決定

乗降場所は利用者様の届出住所をもとに自宅周辺を確認の上、安全第一に乗降可能な場所を決定させていただきます。このためご自宅から乗降場所までの距離が発生する場合があります。

(3) 送迎時間と乗降場所

指定された乗車場所へ指定時間までにお越しください。乗車予定時刻に所定場所に不在の場合は、待機することなく発車させていただきますのでご注意ください。

また、道路事情等により迎えの到着が遅れる場合がございます。5分過ぎても自動車が来ない場合は、お手数ですが尾道クリニックに連絡をお願いいたします。予め大きく遅れることが予想される場合は、前もって電話にてご連絡いたします。

(5) 送迎サービスを利用できない場合があります。

下記の場合は患者様ご自身で通院手段を確保し来院またはご帰宅をお願いいたします。

- ① 定期透析日以外に通院が必要な場合
- ③ 体調不良、追加治療などにより所定の時刻に乗車できなかった場合
- ④ 新型コロナウイルス、インフルエンザなど感染症にかかった場合

⑤災害、台風、積雪等による送迎車運行不能な場合

⑥送迎車両の急な故障、または事故

4. 乗車中の遵守事項

(1) 安全確保

①乗車時は必ずシートベルトの着用をお願いいたします。

②車両ドアの開閉はドライバーにお任せください。

(2) 禁止事項

①同乗者様への迷惑行為または安全な運行を妨げる様な行為。

②車内での飲食、喫煙、携帯電話の使用。

③予め定められたルートの変更や出発時刻の変更を要請すること。

④乗降指定場所以外の途中下車。

⑤ドライバーへの「心づけ」はご遠慮させていただきます。

5. 送迎サービスの利用中止

(1) 「乗車中の遵守事項」を守っていただけない利用者様については、送迎サービスを中止させていただきます。

(2) 本規約に掲げる利用対象者の要件を満たさなくなった場合は、送迎サービスを中止させていただきます場合がございます。

6. 補償

送迎車両は任意保険に加入しております。送迎中に事故が発生し、利用者様に傷害、もしくは損害を与えた場合には誠意を持って対応にあたりますが、保険内の補償以上の要求をされては困ります。

(注記)

1. 「ご自身で車を運転することが困難な方」とは、年齢や心身の状態から車の運転が困難な方のほか、車をお持ちでない方、運転免許証をお持ちでない方も含みます。